

取手市立永山小学校 いじめ防止基本方針（概要）

いじめとは

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。（条例第2条第1項）なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

～取手市みんなでいじめをなくすための条例より～

いじめ防止への基本理念

安全で安心な学校づくりを推進するために、

- いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

上記2点の共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行います。

いじめをさせない（未然防止）

- 児童のよさを伸ばす教師のかかわり
 - ・一人一人の児童理解
 - ・よさを認めるその場の声かけ
- 学年・学級経営の充実
 - ・児童の居場所作り
 - ・自己有用感が高められる活動の工夫
 - ・児童相互が尊重し合える言語環境の整備
- 授業の充実
 - ・個に応じた分かる授業の実施
 - ・スクールロイヤーによるいじめ防止授業
 - ・専門家による情報モラルに関する授業
- 道徳や体験活動等の充実
 - ・道徳的实践力の育成
 - ・産婦人科医による講演を通して、生命尊重と思いやりの心の育成
- 特別活動の充実
 - ・学校行事を通じた異学年交流の実施
 - ・体験活動の充実による思いやりの心や協力しあう態度の育成
- 児童会活動の充実
 - ・児童中心のあいさつ運動や福祉募金活動を通じた助け合う心や実践力の向上

いじめを見逃さない（早期発見）

- 情報の収集
 - ・児童とのふれあいの中での観察
 - ・毎月のアンケート調査
- 組織での対応
 - ・学年会やブロック会議、毎月のいじめ防止対策委員会や教育相談部会などにおける教員間の密な情報交換
- 教育相談の充実
 - ・担任だけでなく、養護教諭や特別支援教育担当者、スクールカウンセラーなど多層な相談体制
- 家庭及び地域との連携
 - ・保護者会などでの情報交換
- 関係諸機関との連携
 - ・所轄警察署や市子育て支援課との情報連携
 - ・コミュニティスクールとの情報共有
- 職員研修の充実

いじめに真剣に取り組む（迅速で丁寧な対応）

- 緊急いじめ対策委員会の開催
 - ・情報収集・事実確認・方針決定・対応
 - ・いじめを受けた児童、その保護者値の支援
 - ・いじめを行った児童への指導、その保護者への助言
 - ・周囲の児童への指導
- 関係機関との連携
 - ・こども基本法第2条第2項をうけて、教育委員会及び関係機関との連携
- 重大事態と判断されるいじめへの対応
「いじめ防止対策推進法第28条」に基づく
 - ・取手市教育委員会への報告
 - ・重大事態対応緊急いじめ対策委員会の設置
 - ・調査の実施と情報の提供
 - ・いじめ解消のための指導や関係児童の心のケア

窓口の紹介

◆取手市立永山小学校 0297(78)8221
担任・学年主任
生徒指導主事・養護教諭
特別支援コーディネーター
教育相談主任
子どもと親の相談員 等

◆取手市教育総合支援センター 0297(63)4755
◆取手市子育て支援課 0297(74)2141
◆いじめ・体罰解消サポートセンター 029(823)6770
0297(72)8080
◆取手市青少年センター 029(221)8181
◆子どもホットライン（24時間） 0120-0-78310
◆24時間子供SOSダイヤル

取手市立永山小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義 ※取手市みんなでいじめをなくすための条例より

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。（条例第2条第1項）
なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ①いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ②いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものであり、全ての児童生徒に関係する問題である。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、いじめる側といじめられる側が入れ替わることもあり得る。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもとにいじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

◆未然防止のための学校としての取組

①いじめ問題に取り組むための組織（平常時）→別紙2参照

②児童のよさを伸ばす教師のかかわり

児童一人一人の児童理解に努め、担任はもとより全職員が児童のよさを伸ばす意識で関わり、学習、生活の中でよいところはその場で褒め、そのことを担任、学年に伝えるようにする。

③学年・学級経営の充実

児童の居場所作り、自己有用感が高められるような学級の係、当番活動等を工夫する。学年行事等では、発達段階に応じ、自ら行事等を企画・立案し、実践していく活動を通して、望ましい集団づくりを図るとともに、望ましい集団生活について考えさせる。

児童相互が尊重し合えるように言語環境を整え、暴言を排除するように努める。

④特別活動の充実 等

異学年交流を行う。社会性や、自ら計画実践しようとする意欲や責任感を育てる。

さまざまな体験活動の充実を図り、思いやりの心や協力し合う態度を育成する。

⑤授業の中の生徒指導

個に応じた指導や分かる授業の展開を通して確かな学力を身に付けさせ、豊かな心情や正しい判断力を育成する。

⑥児童会活動の充実

各クラスでいじめ防止に関する標語を考え、「いじめ」は『許さない』という気持ちを育てる。また、運営委員会、福祉委員会を中心としたあいさつ運動、福祉募金活動等を通し、助け合いの心を学び、実践から自己有用感を高める。

⑦道徳や体験活動等の充実

年間計画に基づき、一人一人の児童が道徳的価値の自覚を深め、道徳的实践力を育成する。子どもたちの心に響くような資料の開発や指導の工夫・改善に努める。

車椅子、盲体験等各種福祉体験、産婦人科医による講話などを通し、様々な立場の人たちのことを理解するとともに、思いやりの心と助け合う心を育む。

⑧開発的予防的な生徒指導の取組等→別紙1参照

別紙1の計画にあるように各行事、活動の充実を図り、学年はじめ、学期はじめの学級作りにS G Eを取り入れる。また、教師のスキルアップのため夏期休業中にS G E等の生徒指導の研修を行う。

(2) いじめに対する認識や気づきへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

◆早期発見のための学校としての取組

①教師と生徒の普段のかかわり

師弟同行を基本とし、授業だけでなく清掃時、給食時、休み時間等の児童とのふれあいを大切にし、児童と教師の信頼を深めるとともに、児童の変化の早期発見に努める。学級担任だけでなく、委員会・クラブ等は、普段の児童とは違った面も見られる場であるので担当者も意識をもって接する。

②組織での検討

いじめ防止対策委員会でいじめのあるなしにかかわらず、現状分析から課題を洗い出し対応策を打ち出していく。

③学校生活(いじめ)アンケートの実施

別紙1の計画にあるように学校生活アンケートを実施する。アンケート実施の際は、児童・生徒一人一人の間に、物理的スペースを十分にとり、回答中はよそ見をしない、私語はしない、回答したことは他人に話す必要はない、記入が終わっても、回収するまでは用紙を裏返し静かに待つ等、児童に対して、アンケートを行う上での注意事項を徹底する。また、児童には記載内容についての秘密は必ず守ることを約束し、安心して正直に回答するよう促す。

④教育相談の充実

学級担任が行う教育相談だけでなく養護教諭、特別支援担当者、スクールカウンセラー等による多層的かつ広範な教育相談体制を整える。

⑤教育相談部会の実施

児童の学校生活などの様子から、気になる児童の現状分析から課題を洗い出し対応策を打ち出していく。

⑥たよりやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発

学校だよりに、学校のいじめ防止対策について掲載し、理解を促し協力を呼びかけることにより、いじめが疑われる児童の態度や変化があった場合、速やかに学校に相談できるようにする。

⑦いじめの相談・通報窓口について

相談業務を行う市教育総合支援センター、市青少年センター、県の子どもホットライン等の相談機関とも連絡を取り情報交換を行う。

⑧家庭及び地域との連携

保護者会、学校運営協議会等でいじめの実態や指導方針などの情報を提供し、家庭・地域においても子どもの様子を観察してもらう等、学校と家庭・地域が連携した取組を進める。

⑨関係諸機関との連携

所轄警察及び市子育て支援課と児童の情報連携を図るために、定期的に電話連絡、面談、または出向いての情報交換などで話し合いの機会をもつ。

⑩いじめ問題に対する研修の充実

いじめの多様化へ教師が、迅速に対応できる力をつけるため、指導主事等外部講師を招いた研修を実施する。

⑪インターネットを通して行われるいじめに対する対策

高学年の児童、保護者を対象にインターネット利用に関する約束、注意すべき点についての学習会を実施する。専門家を招いて、SNS、LINE等新しいコンテンツの良さに隠れたネットいじめにつながる怖さについて紹介してもらい、考える場とする。

定期的にインターネット利用に関するアンケートを実施し、実態に基づいた対応を心がける。

(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

◆早期対応のための学校としての取組

①いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時） →別紙2 参照

別紙2にあるように、緊急のいじめ対策委員会を設置する。

②いじめへの対応

情報の収集、事実確認、方針決定、対応を以下のように速やかに行い解決していく。

ア 情報の収集・事実確認

当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。個々に聴き取りを行う。

関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

イ 方針決定

指導のねらいを明確にする。すべての教職員の共通理解を図る。対応する教職員の役割分担を考える。教育委員会、関係機関との連携を図る。

ウ 対応

いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。

いじめた子どもに相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者とは、直接会って、具体的な対策（解消・再発防止等）を話す。協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

③重大事態と判断されるいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、取手市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

→別紙2 参照「いじめ発見時の対応組織：学校組織で調査する場合」

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

エ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめを行った生徒・保護者に対しては、いじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育を受ける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察署等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめの周辺にいる児童や教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

4 その他の重要事項

(1) 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

① いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。

・いじめの未然防止・再発防止に関する取組について（教育相談部との連携）

・いじめの早期発見・対応に関する取組について

別紙 1

令和7年度 取手市立永山小学校 いじめ防止等に係る「開発的予防的生徒指導」年間活動計画

学校行事		学校としての取組	児童主体の活動	
			児童会活動	委員会活動
4月	・1学期始業式 ・入学式 ・家庭確認	◆いじめ防止対策委員会 1 ◆校内生徒指導全体会 ・指導方針 ・指導活動計画 ◆学級開き, 人間関係作り ◆いじめ調査 1 ◆教育相談部会	◆登校班会議	●運動会スローガンづくり (運営委員会) ●あいさつ運動 (体育・福祉委員会)
5月	・5年宿泊学習	◆いじめ防止対策委員会 2 ◆学校生活アンケート 1 ◆生徒指導研修 ・配慮を要する児童について ◆いじめ調査 2 ◆教育相談部会		●あいさつ運動 (体育・福祉委員会)
6月	・地区長連絡会 1 ・交通安全教室 ・4年校外学習	◆いじめ防止対策委員会 3 ◆学校生活アンケート 2 ◆いじめ調査 3 ◆教育相談部会		●緑の羽根募金 (体育・福祉委員会) ●委員会集会 (保健委員会) ●あいさつ運動 (体育・福祉委員会)
7月	・二者面談	◆特別支援研修 ・配慮を要する児童について ◆いじめ防止対策委員会 4 ◆学校生活アンケート 3 ◆いじめ調査 4 ◆教育相談部会		●あいさつ運動 (小中連携) ●あいさつ運動 (体育・福祉委員会)
8月		◆生徒指導研修 ・いじめの研修 ◆教育相談部会		
9月	・期末PTA ・1年校外学習 ・2年校外学習	◆いじめ防止対策委員会 5 ◆学校生活アンケート 4 ◆いじめ調査 5 ◆教育相談部会	◆全校あいさつ運動 ◆全校縦割り活動 ◆いじめ防止標語作り ◆運動会スローガン作り	●あいさつ運動 (体育・福祉委員会) ●委員会集会 (図書委員会)
10月	・運動会 ・1学期終了 ・2学期開始 ・6年修学旅行	◆いじめ防止対策委員会 6 ◆学校生活アンケート 5 ◆いじめ調査 6 ◆教育相談部会		●あいさつ運動 (体育・福祉委員会) ●人権標語づくり (運営委員会)
11月	・永小まつり ・地区長連絡会 2	◆いじめ防止対策委員会 7 ◆学校生活アンケート 6 ◆いじめ調査 7 ◆教育相談部会	◆さわやかマナーアップキャンペーン ●あいさつ運動 (小中連携)	●人権集会 (運営委員会) ●あいさつ運動 (体育・福祉委員会)
12月	・二者面談	◆いじめ対策委員会 8 ◆全校縦割り活動 ◆いじめ調査まとめ (市調査) ◆学校生活アンケート 7 ◆いじめ調査 8 ◆教育相談部会		●あいさつ運動 (体育・福祉委員会) ●委員会集会 (給食委員会)
1月		◆いじめ防止対策委員会 9 ◆学校生活アンケート 8 ◆いじめ調査 9 ◆教育相談部会		●あいさつ運動 (体育・福祉委員会) ●委員会集会 (環境委員会)

2 月	・学年末PTA ・クラブ見学	◆いじめ防止対策委員会 10 ◆学校生活アンケート9 ◆いじめ調査 10 ◆教育相談部会		●あいさつ運動（体育・福祉委員会） ●委員会集会（広報委員会）
3 月	・6年生を送る会 ・卒業式 ・2学期修了式	◆いじめ防止対策委員会 11 ◆全校縦割り活動 ◆いじめ調査まとめ（市調査） ◆学校生活アンケート 10 ◆いじめ調査 11 ◆教育相談部会	◆6年生を送る会	●あいさつ運動（体育・福祉委員会）

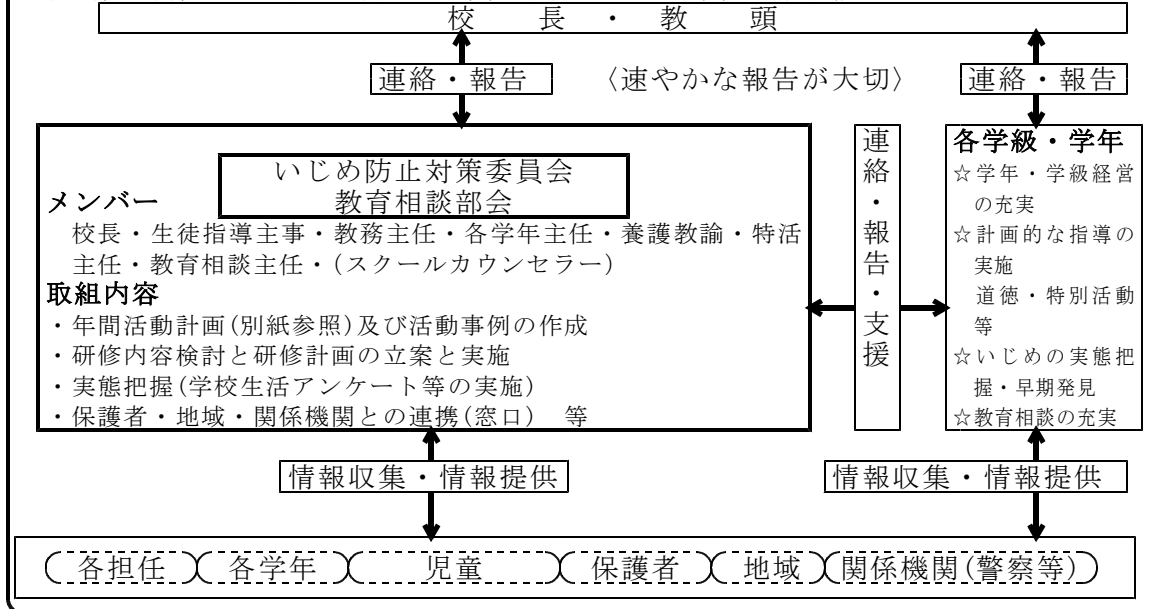
別紙 2

いじめ防止・対応のための組織

取手市立永山小学校

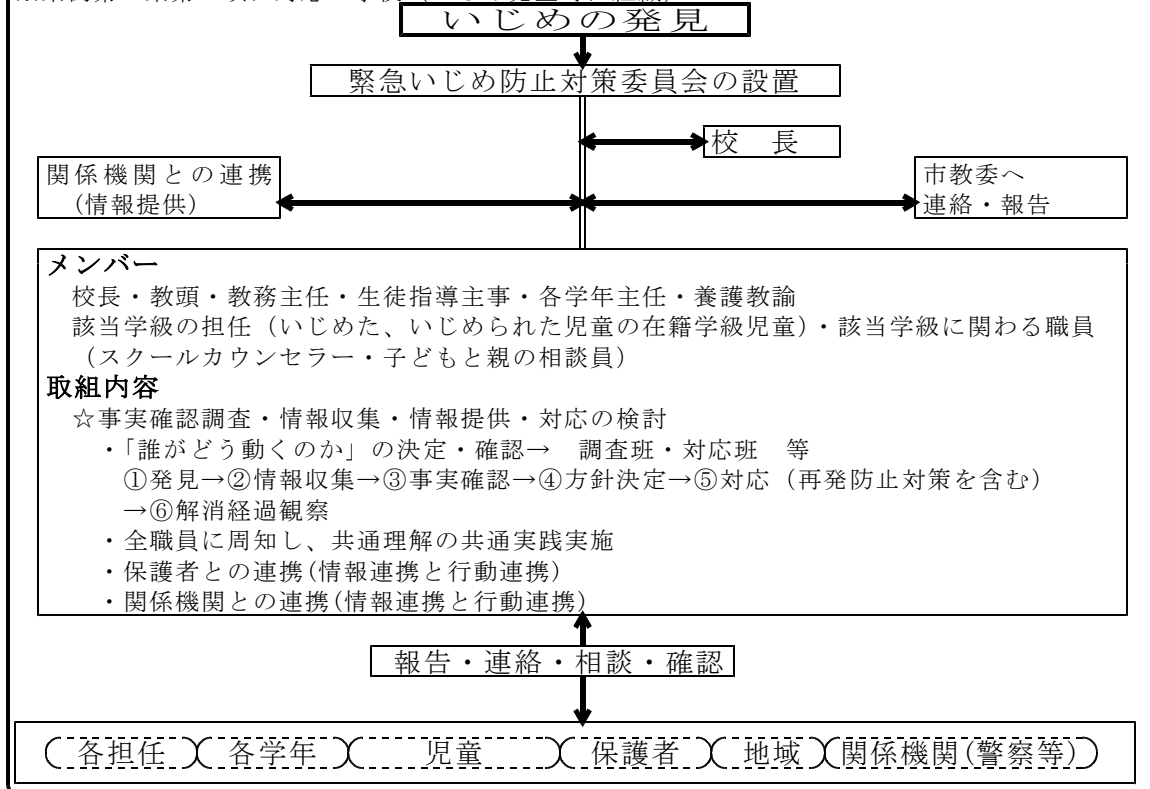
◆未然防止・早期発見のための組織「平常時」

※条例第2条第1項に対応：学校（職員会議後・月1回職員会議後開催）



◆いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」

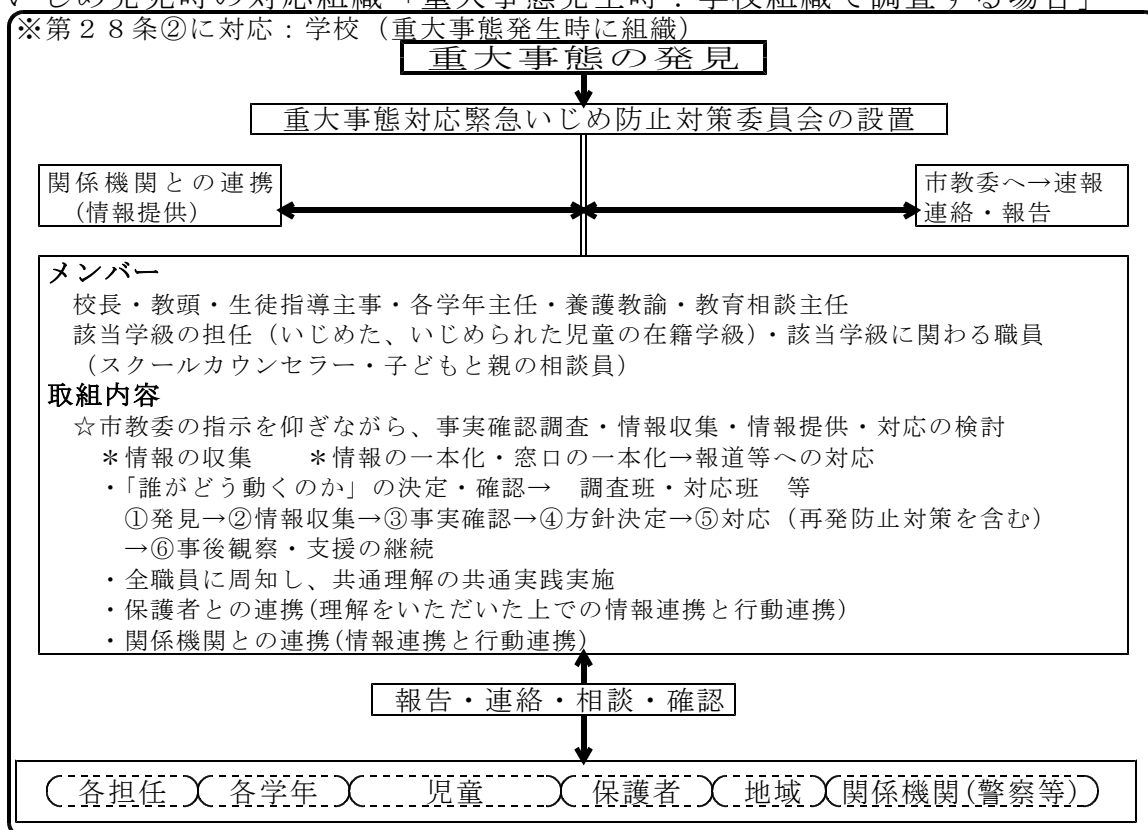
※条例第2条第1項に対応：学校（いじめ発生時に組織）



※「いじめ問題対策協議会(上記では「いじめ防止対策委員会」としている)」等を組織(条例第2条第1項：平常時と発生時)し、いじめ防止のための年間指導計画等を学校全体で組織する。また、同協議会が保護者や関係諸機関との窓口となり、日頃より協力体制を築いておく。

◆いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」

※第28条②に対応：学校（重大事態発生時に組織）



※重大事態が発覚した時点で、「重大事態事態緊急いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童の不安を解消させる。

※教育相談部と連携をとり問題解決、再発防止に努める。